

共同利用施設の再編集約・合理化について

令和8年1月
農林水産省
農産局総務課
生産推進室

はじめに

我が国の農業は、**国民への食料の安定供給という重大な使命**に加え、**地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能**を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしています。

一方、近年における世界の食料需給の変動や農業従事者の減少、耕作放棄地の増加に対応し、**農産物の供給能力の維持や生産体制を一層強化**することが早急に必要です。

このため、令和6年5月の**食料・農業・農村基本法の改正**を踏まえて令和7年4月に閣議決定された「**食料・農業・農村基本計画**」では、**令和11年までの初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**こととしています。

このような中、**新基本計画実装・農業構造転換支援事業**では、**新たな基本計画に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進**を図る取組を支援しています。

今般の本事業の**令和7年度補正予算、並びに令和8年度当初予算案**においては、農業構造転換集中対策の重要性に鑑み、老朽化している共同利用施設の再編集約等に関する**一層の取り組みの加速化を図るため、必要な予算の確保**に努めるとともに、**更なる地元負担の軽減や、手厚い地方財政措置等の措置**を講じたところです。

本事業の活用により、共同利用施設の再編集約等が速やかに行われるよう、**各地方農政局、都道府県、市町村、農業関係団体等が密に連携し、事業内容の産地への速やかな周知、産地の話し合い・合意形成への支援等**を進めていただくようお願いします。

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

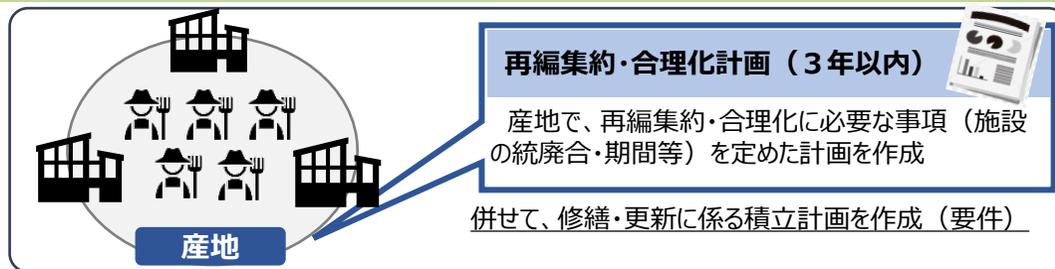
共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

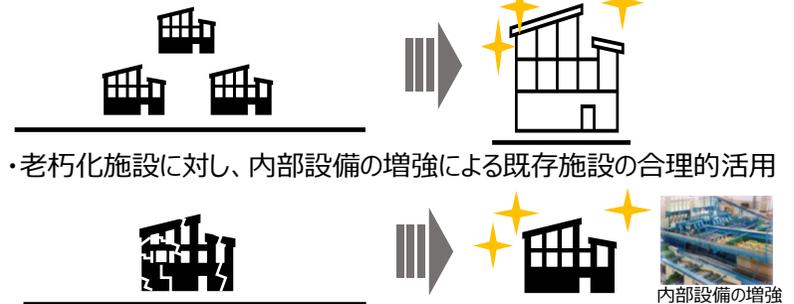
2. 再編集約・合理化の更なる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、その費用の一部を支援します。

<再編集約・合理化のイメージ>

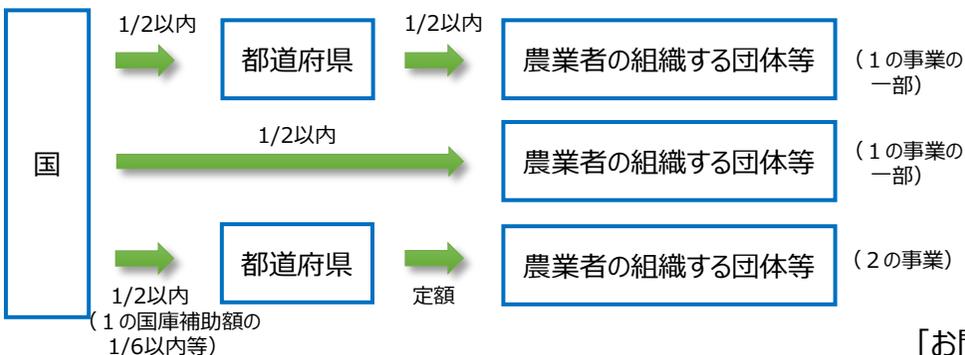
・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置

※ 補助上限額：20億円/年×3年
※ 既存施設の撤去費用を含む。



農業の構造転換を実現

<事業の流れ>



新基本計画実装・農業構造転換支援事業のポイント

- 必要な予算の確保** 新

R7補正	R8当初(案)	合計
617 億円	217 億円	834 億円※

※R8予算案が成立した場合
- 産地負担の更なる低減** 新

産地負担を最大 **1 / 3** まで低減

※ 基本補助率1/2に加え、自治体が事業費の一部を負担する場合、負担額の1/2を追加的に国が支援する枠組みの下、地元負担を最大1/3まで低減。
- 市町村の支援もかさ上げ対象に** 新

これまで都道府県の支援がある場合のみかさ上げ支援の対象としていたが、**市町村からの支援がある場合も対象に追加。**
- 地方財政措置を拡充** 新

地方債の充当率 90%※ → **100%**

基準財政需要額への算入率 20%※ → **50%**
- 輸出施設は民間事業者も支援対象** 新
- 麦・大豆ストックセンターの広域整備メニューを追加** 新
- 砂糖類・製粉等加工施設の広域整備メニューを追加** 新
- 撤去費も対象**

再編集約・合理化の取り組みを行う場合、不用となった既存施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地も支援対象。
- 複数年の事業実施が可能**

1つの取り組み実施計画について、最大3か年の取組とすることができる。
- 費用対効果分析が不要**

※ 当初予算の場合

これまで



R7補正～



更なるかさ上げ

①16.6%かさ上げタイプ

- ・成果目標ポイント(基本)^{※1} 25pt以上
- ・地域計画の推進
(協力に関する覚書又は地域計画への位置づけ)

②10%かさ上げタイプ

- ・成果目標ポイント(基本)^{※1} 20pt以上

※1 交付要綱別紙4の2に定めるポイント
 ※2 都道府県と市町村の負担割合は両者の間で調整可能
 (県8.3%、市町村0%等)



都道府県・市町村の地方財政措置

(地方財政法第5条第5項に基づく措置)

【現行】

	地方財政措置の内容
補正	年度内: 地方債の充当率:100% 基準財政需要額への算入率:50% 翌年度:当初の内容が適用
当初	地方債の充当率: 90%(75%) 基準財政需要額への算入率: 20%(0%) ※()内は市町村



【今後】※令和7年12月26日総務省公表

拡充

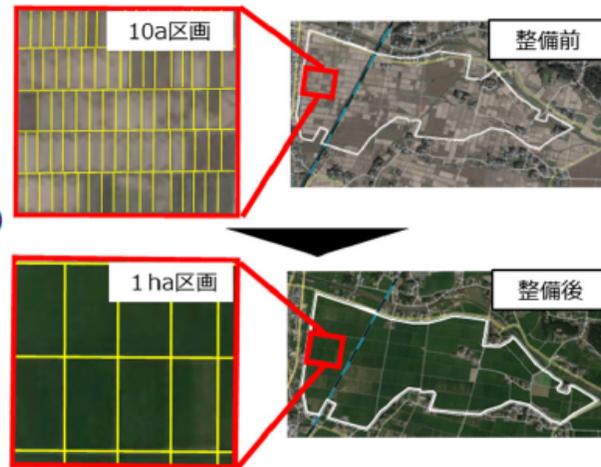
	地方財政措置の内容
補正・当初共通	地方債の充当率:100% 基準財政需要額への算入率:50%

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、対象事業を追加した上で、事業期間を5年間延長

1. 農業構造転換集中対策への対応

- (1) 対象事業
国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業
 - ① 農業農村整備(農地の大区画化等)
 - ② 共同利用施設の再編集約・合理化
- (2) 地方財政措置(農業構造転換集中対策事業債(仮称))
地方債充当率:100% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)
- (4) 事業費(令和8年度)
760億円(地方負担額ベース153億円)

農地の大区画化のイメージ



共同利用施設のイメージ



2. 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充・延長

- (1) 対象事業の追加
国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事
- (2) 地方財政措置(公共事業等債)
地方債充当率:90% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
令和8年度～令和12年度(5年間延長)



防災重点農業用ため池の防災工事のイメージ

小麦・大豆の国産化の推進

令和8年度予算概算決定額 36百万円（前年度 35百万円）

〔令和7年度補正予算額 7,008百万円〕

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**小麦・大豆の国産化を推進**するため、**施肥・防除体系の構築**等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、**国産小麦・大豆の安定供給**に向けた**ストックセンター等の再編集約・合理化**や**民間主体の一定期間の保管**等、**新たな生産・流通モデルづくり**や更なる**利用拡大**に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [令和5年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（109万t→137万t）
- 大麦・はだか麦生産量の増加（23万t→26万t）
- 大豆生産量の増加（26万t→39万t）
- 国産小麦・大豆の保管数量（小麦：28,774 t→90,000t、大豆：6,258t→25,500t）

<事業の内容>

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 36百万円（前年度35百万円） 〔令和7年度補正予算〕5,008百万円

- ① 生産対策（麦類生産技術向上事業）
麦の生産性向上を目指す産地に対し、**施肥・防除体系の構築**等を支援します。
- ② 流通対策
ア 小麦・大豆供給円滑化推進事業
国産小麦・大豆を一定期間**保管**するなど、**安定供給体制**を図る取組を支援します。
イ **新たな生産・流通モデルづくり**事業
麦の品質向上や極多収大豆の種子生産に加え、**新品種の導入**、**フレコンの本格導入**、**実需者の加工試験**など、**新たな生産・流通モデルづくり**を支援します。
- ③ 消費対策（小麦・大豆利用拡大事業）
国産小麦・大豆の利用拡大に取り組む**食品製造事業者**等に対し、**新商品開発**等を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち 小麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化

〔令和7年度補正予算〕2,000百万円

国産小麦・大豆の安定供給を後押しするため、**ストックセンター等の再編集約・合理化**を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1 ①、1 ②ア(大豆)、1 ②イ、2 の事業)
- (1 ②ア(麦)、1 ③の事業)

<事業イメージ>

①生産対策



②流通対策



③消費対策



小麦・大豆の国産化を一層推進

- 農産局穀物課 (03-6744-2108)
- 農産局貿易業務課 (03-6744-9531)

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化

令和7年度補正予算額 1,500百万円

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、再編集約・合理化を通じて、砂糖類・製粉等の流通に必須となる加工施設のコスト削減を図る取組、処理能力向上を図る取組等を支援します。

<事業目標>

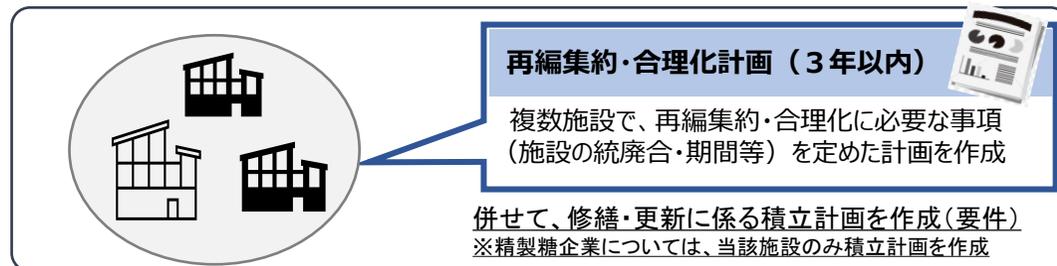
- 製糖・精製糖工場等の工場稼働率の向上（10%以上[令和11年度まで]）
- 国内産いもでん粉工場の工場稼働率の向上（10%以上[令和11年度まで]）
- 製粉工場等の製造コストの削減（5%以上[令和11年度まで]）

<事業の内容>

砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化

- ① 精製糖工場等
コスト削減を図るために再編集約・合理化に取り組む製糖・精製糖企業等が実施する工場の撤去や製造施設の改修等を支援します。
- ② 国内産いもでん粉工場
コスト削減を図るために再編集約・合理化に取り組む国内産いもでん粉製造企業等が実施する製造施設の体質強化等を支援します。
- ③ 製粉工場等
国内産小麦・大麦の効率的な加工体制の構築に取り組む製粉企業等が実施する施設の再編集約・合理化を支援します。

<事業イメージ>



同計画に基づく取組の支援

<再編集約・合理化のイメージ>

・複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設の能力を増強するための改修等（工場の新設は不可）



農業の構造転換を実現

[お問い合わせ先] ①②農産局地域作物課 (03-3501-3814)
③ 農産局貿易業務課 (03-6744-1257)

<事業の流れ>



1 共同利用施設の再編集約・合理化数

234 施設を 190 施設に

再編集約等する事業計画を承認

3 都道府県による支援状況

19 道府県が「更なる加速化」を実施

全承認計画に占める割合

44 / 109 = 40 %

2 採択件数・事業費総額

事業採択件数： 109 件

事業費： 931 億円

4 施設種類別の再編施設数（上位5施設）

1 集出荷貯蔵施設 76 施設

2 乾燥調製施設 70 施設

3 穀類乾燥調製貯蔵施設 21 施設

4 農産物処理加工施設 15 施設

5 育苗施設 6 施設

共同利用施設の老朽化に伴う課題と再編集約・合理化による効果（先行地区の事例より）

課題	本事業で期待される効果
施設の老朽化により、 施設運営費、修繕費が増大	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化施設の廃止・再編により修繕費や運用コストを抑制。設備運営の収支が改善。
集出荷施設が分散し、輸送トラックの配送・積載効率が低下し、 配送コストが増大	<ul style="list-style-type: none"> 各荷受拠点をバーコード管理による荷受けシステムで連動。一元販売における分荷や配車等の調整が可能に。
収穫後の選果選別・出荷調整作業、JA職員の集出荷作業に 多大な労力 がかかる	<ul style="list-style-type: none"> 集出荷施設を再編し、選果・パッケージ機能を集約することで生産者等の労力が軽減
古い施設では 実需者・消費者ニーズに応じた商品提案 が難しい	<ul style="list-style-type: none"> スマート選果機の導入で、消費者ニーズに応じたパッキングの実現と契約数量の増加が期待 冷蔵庫・CA貯蔵庫の整備による出荷平準化・販売期間延長が可能となり有利販売につながる
異常気象を起因とした 品質低下 により、種子生産において、正種子の割合が低下	<ul style="list-style-type: none"> 色彩選別機の導入により正種子率の向上
既存施設では 生産面積拡大 に対応できない	<ul style="list-style-type: none"> 選別機能を増強し、荷受能力を向上させることで、処理能力の上限を解消し、更なる面積拡大への対応が可能に。

【北海道 道北なよろ農業協同組合】

計画策定前より、意向を行政に伝え、JA役員・各生産組合・施設従業員との意見交換も実施し、施設に係わる関係者の意向を組んだ形で、取り進めたため、**産地における合意形成はスムーズな展開が行えた。**

【新潟県 JAえちご上越】

今回、**農協の広域合併に伴う類似機能を再編集約するため、本事業をうまく活用し、話し合いを進めることができた。**外部環境の変化をチャンスと捉え、合意形成の促進に取り組むことが重要。

【北海道 美幌地方広域農業協同組合連合会】

運営や物流の効率化はもちろんですが、**本施設の整備が農業生産の持続性や収益性向上に寄与するものとなるよう、施設整備計画を策定しました。**

また、事業採択に関わらず、施設の在り方について検討を行い、各産地との合意形成を計画的に進めていくことが重要かと思えます。

【新潟県 JAえちご上越】

本事業が産地の方向性を固める一つの契機となった。検討には多くの時間を要することになると考えるが、**(1)生産者の栽培意向を取り入れ、早期に検討を始めること、(2)期日を定め結論を出すことが重要。**

【愛媛県 愛媛野菜広域事業コンソーシアム】

複数JA・産地の意見をまとめるにあたっては、**3年間にわたりJAグループ間で情報共有を行い、県下野菜産地の持続可能な体制づくりのため、地域実情、共通課題を把握するとともに、JAにおいては再編集約のメリットを産地に丁寧に説明することで、今回の大規模集約の合意形成が行われた。**

【佐賀県 佐賀県農業協同組合】

本事業を契機として、**施設再編についての協議を加速化することができた。**合意形成には時間を要するため、**日頃から関係者がじっくりと協議を行うことが重要。**

先行地区から他産地へのメッセージ②（共同利用施設の再編集約・合理化に関する事例集より）

【栃木県 全国農業協同組合連合会 栃木県本部】

今回整備された集出荷施設を核として生産・流通・販売のデータ連携を進めており、その結果、**物流の合理化などの副次的な効果も期待。**

また、事業実施主体と各JAにおいて、取扱品目や取扱量といったハード面や、受付時間や持込方法といった**施設の利用方法（ソフト面）を協議しておくことが重要。**

【愛知県 JA西三河】

日頃から現場関係者と丁寧なコミュニケーションを心掛けており、**事業説明会を部会単位で何度も行った。**関係者全員が産地の課題や将来像を共有できたことが、スムーズな合意形成に繋がった。

また、**事業計画の作成が生産者との信頼関係を築く良い機会**になる。

【香川県 香川県農業協同組合】

県内で稼働している全ての共同利用施設をリストアップして格付けし、再編集約・合理化の取組を行う必要がある施設に優先順位をつけた**再編実行計画を策定。**産地の合意形成を進める中で、**公平公正な判断材料となり、事業の活用推進につながっている。**

【静岡県 清水農業協同組合】

JA間の共同利用については、**実施主体がリーダーシップを発揮することが重要。**各JAにおいて組織決定等が必要になるので、経営状況の確認や今後の展望の洗い出し等、**数年かけて計画的に協議**を行った。選果場の共同利用に関しては、3JA間であらかじめ合意書を取り交わし、運営委員会設置や集荷物取扱等の基本事項について確認した。

【三重県 JA全農みえ】

合意形成には時間を要することが予想されたため、数年前から準備に取り掛かり、関係者としてしっかり話し合いを進めてきた。**事業をスムーズに実施するためには、早期の取組開始と日頃の関係者とのコミュニケーションが重要。**

【鹿児島県 あおぞら農業協同組合】

既存施設を活用することにより、新設よりも負担を大きく軽減して事業に取り組むことができた。

【沖縄県 北大東島堆肥等生産施設コンソーシアム】

問題意識が島内全体で共有されていたことから、今回の事業計画の作成に際しても迅速な合意形成を得ることが出来た。日頃からの地域全体でのコミュニケーションが重要。

よくある質問①

質問	回答
<p>16.6%かさ上げタイプに必要な地域計画の推進に係る覚書はいつまでに締結すれば良いのか。</p>	<p>要望調査時は案段階で構いません。交付決定までに取組主体と市町村間で締結ください。</p>
<p>要望調査は、今後も行われるのか。</p>	<p>再編新事業の要望調査は予算の範囲で複数回実施する予定です。</p> <p>【参考：令和7年に実施した要望調査の例】</p> <p>第1回要望調査 R6年12月16日～R7年1月23日 第2回要望調査 2月17日～3月24日 第3回要望調査 5月12日～6月13日 第4回要望調査 7月24日～8月25日 第5回要望調査 8月26日～9月25日</p>
<p>共同利用施設の長寿命化は支援されるのか。</p>	<p>既存施設の内部設備の増強や機能向上を伴う場合には、耐震化工事を含む施設の改修も、支援対象とする措置を講じている。</p>
<p>更新は支援されないのか。</p>	<p>既存施設の内部設備の増強や機能向上を伴う場合には、耐震化工事を含む施設の改修も、支援対象としている。</p>
<p>撤去費は支援されないのか。</p>	<p>共同利用施設の再編集約・合理化に伴い廃止する共同利用施設の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地について支援対象としています。なお、撤去費の支援が可能な施設は、再編集約・合理化計画に位置付けられた既存施設であって、再編集約・合理化前後に施設の機能を有している場合です。</p>

よくある質問②

質問	回答
<p>法定耐用年数を超えて施設・設備を活用することを前提とした積立計画を作成して良いのか。</p>	<p>再編新事業の申請時に提出いただく「修繕・更新に係る積立計画」については、法定耐用年数を超えた期間で作成することが可能です。</p>
<p>計画通りに積立金を積み立てられなかった場合、ペナルティはあるのか。</p>	<p>ペナルティはありませんが、実現可能な計画を作成してください。</p>
<p>整備する施設に限定した積立金ではなく、JA等組織全体の収支で積み立てている修繕・更新に係る積立金で賄うことは可能か。</p>	<p>組織決定されている場合は可能です。例えば、JA全体で実施している積立金等を、将来的に本事業で整備した施設に使うことができるということについて、組織として了承されていることがわかる資料等を添付ください。</p>
<p>再編集約・合理化の更なる加速化は都道府県と市町村の双方が支援しなければ実施できないのか。</p>	<p>①都道府県のみが支援する場合、②市町村のみが支援する場合、③都道府県と市町村の双方が支援する場合のいずれも実施可能です。</p>
<p>既存の共同利用施設について、建物は耐用年数が残っているが、内部設備は耐用年数が過ぎている場合も本事業の対象か。</p>	<p>既存の共同利用施設としてカウントする施設の建屋及び設備が耐用年数を超過しているか否かは問いませんが、過去に国の補助事業等を活用して整備した既存施設の廃止や機能の変更を行う場合については、財産処分が必要な場合があるので、必要な手続きを行ってください。</p>

共同利用施設の再編・合理化とスマート農業・サービス事業体育成との一体的検討

- 老朽化が進んでいる施設の再編集約・合理化を実施し、産地の生産基盤を強化することが重要。
- その際、スマート農業技術やサービス事業体の育成等、産地の生産方式の検討を一体的に行うことにより、再編に伴う課題を解決し、再編後の施設の運営コスト削減、利用率向上をはじめとする生産性向上につながる。

共同利用施設の再編集約・合理化の推進

- 共同利用施設は、今後5年間で約75%が耐用年数を迎える。
- 施設稼働率の低下や、経年劣化・旧式化に伴う稼働経費の負担拡大及び利用者負担の増加が発生。また、物流2024年問題により、産地の集出荷体制の維持が困難
- 地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進。→新基本計画実装・農業構造転換支援事業が創設

目指すべき姿

- 老朽化が進んでいる施設の再編集約・合理化を実施し、**産地の生産基盤を強化**
- 再編後の施設の運営コスト削減や利用率向上等による**生産性の向上**

産地の生産方式と一体となった検討の重要性

共同利用施設の再編集約・合理化により、産地の生産基盤の強化、生産性の向上を実現するためには、**生産方式と連動した検討が有効**

ケース1

施設利用料の低減のためには、2施設を1施設に集約して合理化することが有効だが、**遠方の農業者からの搬入が課題**となる
→ **サービス事業体を育成**することにより、運搬作業の一部を事業体が担うことで**農業者負担を軽減**

ケース2

施設の効果的な運営を行うためには、**荷受けの平準化**が有効だが、収穫時期が集中してしまう
→ **サービス事業体の育成**や**スマート農業技術の活用**により、収穫・運搬作業の軽減や作業時期を分散させることで、**荷受けを平準化**

ケース3

実需者ニーズに対応した**新たな選果システム**を導入するが、これに対応する**高品質・省力生産**が必要
→ **スマート農業技術の導入**や**品種・栽培体系の見直し**により、再編後の施設に合致する**高品質・省力生産**を実現

共同利用施設の再編集約・合理化を検討する際には、**サービス事業体の育成**や**スマート農業技術活用促進法**に基づく**生産方式革新実施計画の策定**等、**生産方式についても一体的に検討**していくことが重要

共同利用施設の再編集約・合理化に関する事例【果樹、関東農政局】

静岡県 清水農業協同組合（新基本計画実装・農業構造転換支援事業：R7～R8）

- 3 J Aがそれぞれ所有するかんきつ選果施設を1施設へ再編集約させ、AI選果機や出荷施設を整備。
- 再編集約を核として、AI選果機のデータを生産者・圃場毎に蓄積・解析して営農指導につなげるほか、生産性の高い片面交互結実栽培への転換等の生産面の取組も強化し、生産量増加・品質向上を実現させ、施設の利用率向上と販売額の増加を図る。

現状・課題並びに再編集約等の内容

【現状・課題】

静岡県の中部地域の3 J Aは、老朽化による不具合や調達不可な部品の発生等により、メンテナンス費用の増加や選果機能の低下を招き、選果施設の運営に支障が生じている。

また、担い手の減少や高齢化に伴い、各選果施設の利用率は低下傾向にあり、かんきつ産地の維持・拡大が難しくなっている。

【再編集約の内容】

3 J Aがそれぞれ所有する選果施設を1施設に集約し、共同利用することで、施設運営・選果コストを削減するとともに、施設利用率の向上を図る。また、最新のA I選果機やパレット出荷施設の整備により、選果作業を軽減するとともに、出荷規格とブランドを統一し、流通コストの削減と有利販売につなげる。

A農協

昭和47年整備
利用率：34.2%
処理量：830 t



※集約後は一次集荷場

B農協

昭和44年整備
利用率：61.8%
処理量：340 t



※集約後は一次集荷場

選果機能を集約

清水農業協同組合

平成10年と平成23年に整備した既存の建屋を活用しつつ、A I選果機とパレット出荷用建物を整備。

利用率：75.6%（現況）→100%（目標）
処理量：6,650 t（現況）→7,500 t（目標）



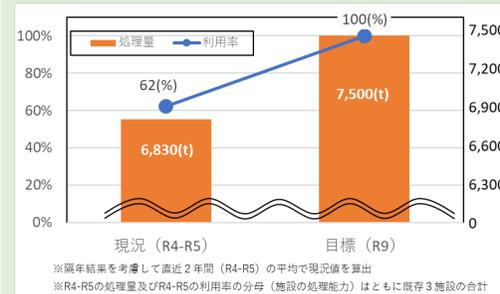
+ A I選果機
パレット出荷棟

再編集約・合理化等で期待される効果

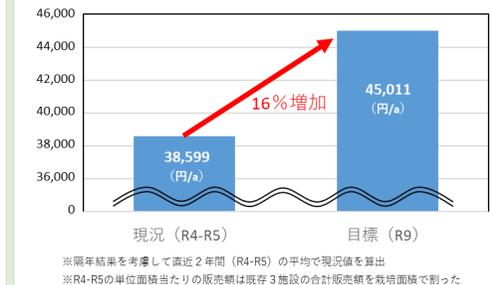
A I選果機の導入に伴う家庭選果作業の軽減により、生じる余剰労力を生産管理に振り向けるとともに、J Aが推進している生産性の高い片面交互結実栽培への転換を図る。また、A I選果機のデータを生産者や圃場毎に蓄積・解析することで、果実品質等の選果データを適切な営農指導につなげる。これらの取組を通じて、かんきつの品質向上を実現し、施設の利用率向上と販売額の増加を図る。



【片面交互結実栽培】



【施設の利用率及び処理量 (%、t)】



【単位面積当たりの販売額 (¥/a)】

他産地へのメッセージ

J A間の共同利用については、実施主体がリーダーシップを発揮することが重要。各J Aにおいて組織決定等が必要になるので、経営状況の確認や今後の展望の洗い出し等、数年かけて計画的に協議を行った。選果場の共同利用に関しては、3 J A間であらかじめ合意書を取り交わし、運営委員会設置や集荷物取扱等の基本事項について確認した。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

令和8年度予算概算決定額 2,530百万円（前年度 30百万円）

〔令和7年度補正予算額（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策） 15,658百万円〕

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

①スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】

○スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良

②農業支援サービスの育成加速化支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。
【補助上限額：（農業機械）1,500万円、3,000万円、5,000万円】

○農業支援サービスの育成加速化支援（ソフト・セミハード・ハード）

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援（ソフト・セミハード）

・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援（ハード）



（例）
一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備



③農業支援サービスの土台づくり支援

サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

○農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

①スマート技術体系転換加速化支援

スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。

○スマート技術体系転換加速化支援



（例）
自動操舵システム＋
直播栽培による作期分散
[水稲]



（例）
自動追従システム＋
省力樹形・園地整備による
栽培管理の効率化
[果樹・茶]

②全国推進事業

スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

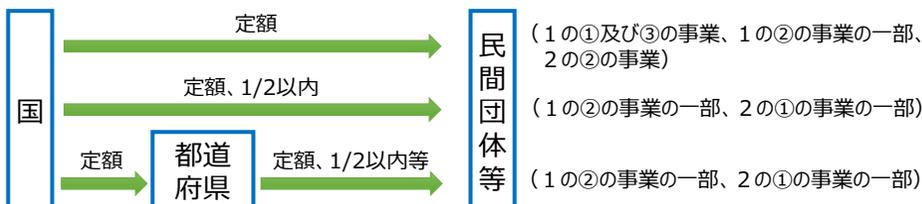


（例）
AI選別＋
大型機械による一斉収穫・選別
[畑作物]



（例）
高温障害の影響を低減する
生育予測システム＋
機械による一斉収穫
[露地野菜]

<事業の流れ>



○全国推進事業 先進的な取組の横展開

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課（03-6744-2107）

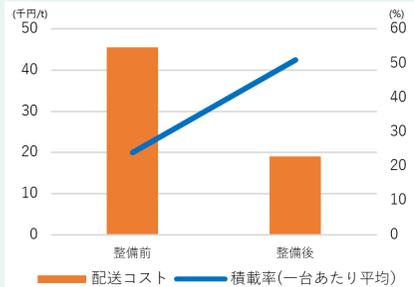
(参考) 共同利用施設の再編集約・合理化の事例①

愛媛野菜広域事業コンソーシアム（愛媛県：野菜（R6～7））

- 県内 6 JA 所有の 20 か所の野菜選果場を再編し、野菜広域集出荷貯蔵施設に選果機能を集約。トマト・キュウリ・ナスに対応したマルチ選果機や各荷受拠点との荷受連動システムを導入。
- 施設再編を核として、JAの枠を超えた販売・物流体制を整備し、環境制御技術やドローンによる防除等の営農面での推進とともに県域一体となった新たな愛媛ブランドを確立し、農業所得向上を図る。



マルチ選果機（左：キュウリ、右：トマト）



配送コスト及び積載率の改善

佐賀県農業協同組合（佐賀県：たまねぎ（R7～9））

- 既存 6 施設のたまねぎ選果場を再編し、選果機能を 2 施設に集約してメイン施設に AI 選果機を導入。残りの施設は、集荷・一次乾燥施設として乾燥・荷受け設備を充実させ、機能・役割を分担。
- 施設再編を契機として大型鉄製コンテナを活用した収穫作業の機械化も推進。生産者は根葉切り作業や選果作業が不要となり負担軽減・規模拡大が可能となる他、品質の平準化と有利販売による販売額の向上が見込まれる。



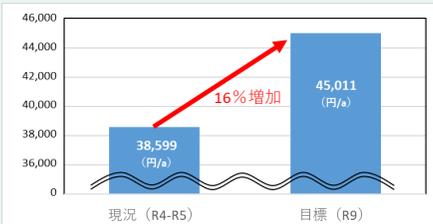
根葉付きでの大型鉄製コンテナへの拾上げ



大型鉄製コンテナでの貯蔵

清水農業協同組合（静岡県：かんきつ（R7～8））

- 3 JA がそれぞれ所有するかんきつ選果施設を 1 施設へ再編集約させ、AI 選果機や出荷施設を整備。
- 再編集約を核として、AI 選果機の実績データを生産者・圃場毎に蓄積・解析して営農指導を行うほか、生産性の高い片面交互結実栽培への転換等の生産面の取組も強化し、生産量増加・品質向上を実現させ、施設の利用率向上と販売額の増加を図る。



※かんきつの各年結果を考慮して直近 2 年間 (R4～5) の平均で現況値を算出
 ※R4～5の単位面積当たりの販売額は既存 3 施設の合計販売額を栽培面積で除した

単位面積当たりの販売額 (円/a)



片面交互結実栽培

新冠町農業協同組合（北海道：ピーマン（H27）※）

- 生産量が増え続ける中で荷受け量を増やすため、既存施設にこれまでの 1.5 倍の処理能力を有する選果機を導入。
- また、天候の影響が少なく、安定的なピーマン生産が可能となるハウス栽培が進むよう、地域独自にハウス資材や設備への支援等を実施。
- JA が適期収穫等の指導を行うことで、上位規格品の割合が向上し、選別施設の機能強化による品質向上と需要に応じた物流確保によって、契約取引及び販売額の増加が進んだ。

※「強い農業づくり交付金」による取組事例



ピーマン選果施設に処理能力の高い選果機を導入

年度	戸数	面積	数量	金額
H26	43戸	17.2 ha	1,593.9 t	522,392 千円
R3	46戸	24.8 ha	2,380.4 t	982,179 千円
R4	47戸	24.4 ha	2,158.2 t	972,427 千円
R5	49戸	25.4 ha	2,333.5 t	1,267,567 千円
R6	48戸	25.4 ha	2,532.4 t	1,451,607 千円

生産量及び販売額等の推移(千円)
 (出典：新冠町資料)

(参考) 共同利用施設の再編集約・合理化の事例②

土地利用型作物

北びわこ農業協同組合（滋賀県：稲、麦類（R7～9））

- 老朽化している既存の米麦乾燥調製施設を4施設から3施設に再編集約を進めるとともに、集約後の3施設の能力を増強し、農業者の利用希望に応える。
- 再編集約により施設の運営コストの低減等が見込まれ、安定した施設運営を継続するとともに、持続的な産地振興と施設の処理能力向上に伴い新たに導入した高温耐性品種の作付拡大により、米の品質向上を目指している。



老朽化した既存施設



JAにしみの（岐阜県：稲、麦類、大豆（R3実施）※）

※ 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」による取組事例

- 老朽化した5か所の共同利用施設を、新たな穀類乾燥調製貯蔵施設に再編集約。
- 乾燥調製機能を向上させることで、担い手の利便性向上を図るとともに、多様化する担い手ニーズに対応。また、色彩選別機の機能向上により高品質な「にしみのブランド米」の出荷体制を実現。
- 再編集約により担い手の経営面積が拡大し、米の省力化としてスマート農業技術の推進を図っている。



老朽化した施設



再編集約化後の新設施設

あおぞら農業協同組合（鹿児島県：茶（R7））

- 老朽化したせん茶加工施設に国内外で需要の高いドリンク原料用茶・てん茶の製造ラインを整備。
- 当該施設の合理化を核として、ドリンク原料用茶及びてん茶の需要に応じた生産を促進し、低コスト生産や単価向上を通じた収益性の向上を実現することで、生産者の意欲向上が期待。産地規模の維持・拡大を図る。



新たな製造ラインを整備する茶工場



ドリンク原料用茶園

北大東島堆肥等生産施設コンソーシアム（沖縄県：さとうきび（R7～8））

- 老朽化した既存の用土等供給施設を、堆肥等生産施設として合理化。
- 堆肥生産に床プロア方式を導入して効率化を図るとともに、製糖副産物（トラスシュ、バガス、ケーキ）に糖蜜等を添加することで良質な堆肥を生産し生産者の単収向上を図り、地域循環型農業を推進する。

※ 床プロア方式…積み上げた堆肥に対して床から空気を送る装置で好気性発酵を促進し、堆肥の効率性・品質・運用面の向上を図る方式



既存の用土等供給施設



堆肥散布の様子

その他作物

新基本計画実装・農業構造転換支援に関する各種参考資料

事業HP

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業について、幅広い情報を掲載

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

新基本計画実装・農業構造転換支援事業について

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組み産地を支援します。

- ▶ 令和8年度当初(令和7年度補正)PR版(新基本計画実装・農業構造転換支援事業)(PDF: 216KB)
- ▶ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業の補助率について(PDF: 183KB)
- ▶ パンフレット(PDF: 1,766KB)
- ▶ 共同利用施設の再編集約・合理化に関する事例(PDF: 3,366KB)

事業の実施要綱

事業の交付等要綱についてはこちら



パンフレット

- 支援対象、採択要件、補助率等、10項目に分けてわかりやすく紹介

新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (再編集約)



農林水産省
令和7年12月

I. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業の内容

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」を着実に実施する。農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組み産地を支援します。

再編集約

複数の既存の共同利用施設について、その機能を新たに集約し直す又は異なる等により整理することで効率・運営・利用等を効率化するため、これに必要な施設の建設、既存施設の増設、増設及び拡張などによる増設等の実施を支援します。

なお、再編集約の前後で施設数が減少することは認められません。

複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設の機能を組み替える



複数の既存施設のうち全部又は一部を廃止し、機能をまとめる



合理化

二つの既存の共同利用施設について、その機能を向上させることで効率・運営・利用等を効率化するため、これに必要な施設の建設、既存施設の増設、増設及び拡張などによる増設等の実施を支援します。

なお、合理化の前後で施設数が減少することは認められません。

※既存の施設が壊れて、同様・同能力のものが高価で買入れること(いわゆる更新)は、対象外です。

既存施設の役割を見直し、効率的に利用



Q&A

- よくある質問を項目別に分けて解説

令和6年度補正・令和7年度当初・令和7年度補正 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

Q & A

(未定稿)

(令和7年12月現在)

(答)

- 1 本事業においては、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組み産地を支援します。

- 2 メニューは以下の2つです。
(1) 共同利用施設の再編集約・合理化



先行事例

- これまでに事業計画を承認した新基本計画実装・農業構造転換支援事業の取組を中心として、共同利用施設の再編集約・合理化の先行事例を紹介

共同利用施設の再編集約・合理化に関する事例

令和7年12月
農林水産省
農産局総務課生産推進室



に関する事例(茶、九州農政局)

実装・農業構造転換支援事業：R7)

てん茶の製造ラインを整備することで合理化、コスト削減と生産や準備向上を通じて収益増・拡大を図る。

再編集約・合理化等で期待される効果

少子高齢化等及びてん茶の需要に応じた生産より、コスト削減や準備の向上を通じて収益増・拡大し、生産者の準備向上が期待される。

取引先の要望に対応しやすくなり、契約取りやすくなる。

加工場の処理能力向上により収入増・拡大し、農地確保の維持・拡大が期待される。

他産地へのメッセージ

● 再編約・合理化では、既存施設を活用することにより、新設よりも負担が大きく軽減し、事業に取組むことが容易。

● 施設の合理化に加え、産地内にある他の農業工場(2施設)から廃棄物の機能を再編集約した当該施設を活用して、産地規模の維持・拡大を図っていく。



共同利用施設の整備支援

令和8年度予算概算決定額 33,752百万円 (前年度 19,952百万円)
〔令和7年度補正予算額 61,683百万円〕

<対策のポイント>

食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化及び食品流通の合理化に必要な産地基幹施設や卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量 (32万t [令和12年度まで])
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減 (10% [2030年度まで]) 等
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]

<事業の内容>

1. 強い農業づくり総合支援交付金

12,013百万円 (前年度 11,952百万円)

①食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

②産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

③卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

21,739百万円 (前年度 8,000百万円)

①共同利用施設の再編集約・合理化

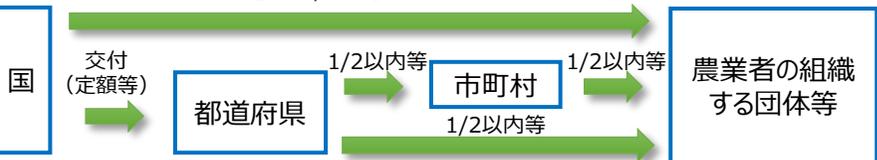
地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

②再編集約・合理化の更なる加速化

①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

<事業の流れ>

国 都道府県 市町村 農業者の組織する団体等



(1, 2の事業の一部)

<事業イメージ>

1. 強い農業づくり総合支援交付金

食料システムの構築を支援	①食料システム構築支援タイプ (国直接採択・都道府県交付金) ・助成対象：整備事業 (農業用施設) ソフト支援 (農業用機械、実証等) ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 } × 3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等 作成 食料システム構築計画 (3年) 新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。 「食料システム構築計画」に基づくⅠ～Ⅲの機能の具備・強化を支援	食料システム構築計画のイメージ 【Ⅰ生産安定・効率化機能】 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御栽培施設等 拠点事業者 + 連携者 【Ⅱ供給調整機能】 ソフト：出荷規格の実証 ハード：集出荷貯蔵施設等 【Ⅲ実需ニーズ対応機能】 ソフト：GAPの導入 ハード：農産物処理加工施設等
	②産地基幹施設等支援タイプ (都道府県交付金) ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等	
	③卸売市場等支援タイプ (都道府県交付金) ・助成対象：卸売市場施設、共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

構造転換の実現 ・助成対象：老朽化した共同利用施設 (既存施設の撤去費用を含む) ・補助率：左記①1/2以内等、左記②1/2以内 ・上限額：20億円/年 × 3年 ※①の国庫補助額の1/6以内等	<再編集約・合理化のイメージ> ・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置 ・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用等
--	--

【お問い合わせ先】

(1の①②、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

(1の③の事業) 新事業食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

強い農業づくり総合支援交付金

令和8年度予算概算決定額 12,013百万円 (前年度 11,952百万円)

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量 (32万t [令和12年まで])
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減 (10% [2030年度まで]) 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化 (産地基幹施設等支援タイプ)

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

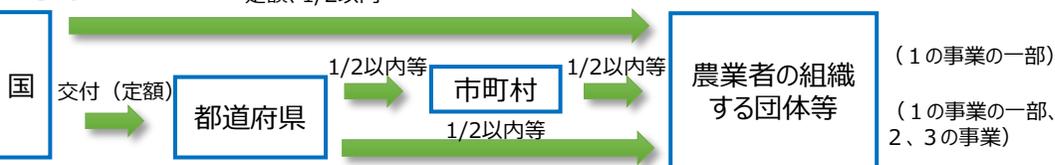
3. 食品流通の合理化 (卸売市場等支援タイプ)

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

農業構造の転換を支援	1 食料システム構築支援タイプ (国直接採択・都道府県交付金) ・助成対象：整備事業 (農業用施設) ソフト支援 (農業用機械、実証等) ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 × 3年 【拠点事業者】 農業法人、食品企業等 【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等 作成 食料システム構築計画 (3年) 新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。 食料システム構築計画のイメージ 【Ⅰ 生産安定・効率化機能】 ソフト：新技術の栽培実証 ハード：高度環境制御栽培施設 等 拠点事業者 + 連携者 【Ⅱ 供給調整機能】 ソフト：出荷規格の実証 ハード：集出荷貯蔵施設 等 【Ⅲ 実需者ニーズ対応機能】 ソフト：GAPの導入 ハード：農産物処理加工施設 等 「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援	産地競争力の強化
	2 産地基幹施設等支援タイプ (都道府県交付金) ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進 2. ①のメニューとは別枠で 国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成 といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備	
	3 卸売市場等支援タイプ (都道府県交付金) ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

<事業の流れ>

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】

- (1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (3の事業) 新事業食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

<対策のポイント>

○ 食料・農業・農村基本計画の改正内容を踏まえ、**実需者をつながりの核となる事業者と農業者・産地が連携して策定する「食料システム構築計画」**に基づき、**ソフト・ハードの取組を一体的に支援**します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

○基本法の改正を踏まえた食料システムを構築していくためには、生産現場の施設整備にとどまらず生産から流通に至るまでの諸課題を一体的に解決していく必要があるため、**ソフト・ハード事業を一体的に支援し、新たな食料システムの実装を強力に推進**します。

実需者ニーズにマッチした食料の安定供給に向け、**実需者をつながりのある事業者（拠点事業者）と農業者・産地等（連携者）が連携し課題を解決**。

1. 生産・流通体系の高度化等【補助率：定額、1／2以内】

○生産安定・効率化に向けた高性能収穫機等の**機械・機器のリース導入**や**新たな栽培技術の実証**、品質を維持した供給を図る**配送システム**や**品質保持技術の実証**、実需者ニーズに対応する**新品種等の導入**等、**各機能の具備・強化に向けた取組を支援**します。

【拠点事業者】

農業法人、川下企業、
食品事業者、コンソーシアム等

【連携者】

農業者、農業団体、市場、
輸出業者、商品開発者等

連携

作成

食料システム構築計画(3年以内)

新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。



「食料システム構築計画」で取り組む各機能の具備・強化を支援

①生産安定・効率化機能

ソフト：新品種や新技術の栽培実証等
ハード：高度環境制御栽培施設等

②供給調整機能

ソフト：出荷規格や輸送方法の実証等
ハード：集出荷貯蔵施設等

③実需者ニーズ対応機能

ソフト：GAP・トレーサビリティ手法の導入等
ハード：農産物処理加工施設等

【産地の抱える課題をソフト・ハードで一体的に解決】

<事業の流れ>



<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援**します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

拠点事業者の貯蔵・加工施設

供給調整・流通効率化に向けた施設・機械

果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

農業機械のリース導入・取得

ヒートポンプ等のリース導入・取得

生産資材の導入

特別枠の設定

- ・スマート農業推進枠
- ・施設園芸エネルギー転換枠
- ・持続的畑作確立枠
- ・土地利用型作物種子枠

推進枠の設定

- ・中山間地域の体制整備

施設整備

生産基盤の強化

継承ハウス、園地の再整備・改修

堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】

- (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-3502-5957)
- (3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

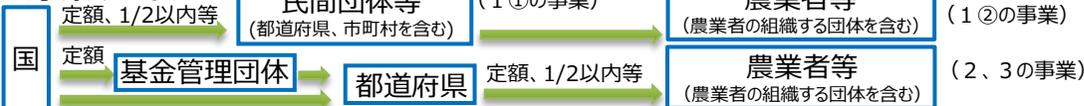
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- 老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<対策のポイント>

- 今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、国内外の新市場を安定的に獲得していくため、拠点事業者の育成及び拠点事業者と連携する産地の生産・出荷体制の強化に向けた取組を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 新市場が求めるロット・品質へ対応するため、3か年の食料システム構築計画の下で、各機能（右図）を担う拠点事業者及び拠点事業者と連携する産地等（連携者）が、取扱数量・生産面積の拡大、輸出向け出荷額や加工・業務用向け出荷量の割合の増加、人材の育成等を図るために行う一体的な取組に必要な施設・機械・システムの導入、生産技術体系の検証等を総合的に支援します。

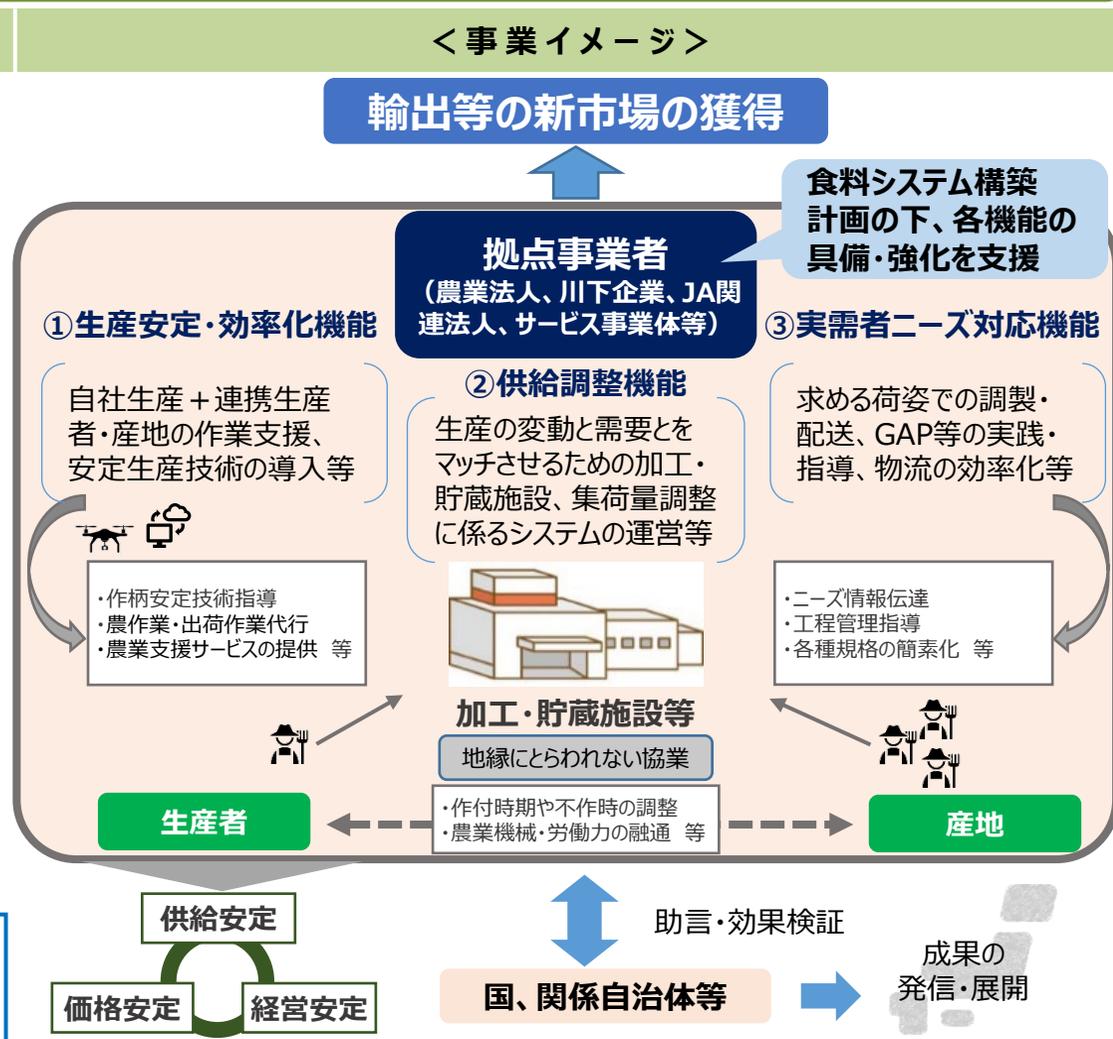
1. 生産・流通体系の高度化等【補助率：定額、1/2以内】

- 生産安定・効率化に向けた高性能収穫機等の機械・機器のリース導入や新たな栽培技術の実証、品質を維持した供給を図る配送システムや品質保持技術の実証、実需者ニーズに対応する新品种等の導入等、各機能の具備・強化に向けた取組を支援します。

2. 関連施設の整備【補助率：1/2以内】

- 冷凍・加熱加工等の農産物加工施設、高機能一時貯蔵施設等の拠点施設・設備、高度環境制御栽培施設等の生産関連施設・設備等の整備を支援します。

<事業の流れ>



新たな基本計画における共同利用施設整備の位置づけ

○「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）」より関係部分抜粋

共同利用施設の合理化

農畜産物の調製保管や、加工、流通を支える共同利用施設の耐用年数は、構造等によるものの一般的に約30～50年であるが、**現在稼働している共同利用施設のうち約7割が30年以上前に設置された施設**となっている。また、農業者の減少に伴う施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化、旧式化に伴う施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者負担の増加が発生している。

各産地では、利用者拡大に向けた取組や必要な修繕・更新を実施しながら、共同利用施設を運営しているが、今後、**各産地では共同利用施設の老朽化が更に進行すると見込まれており**、生産から加工・流通・消費を支える共同利用施設について、**施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編集約・合理化を推進する必要がある。**

このため、**産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議や修繕・更新に係る実践的な計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進する。**

骨太の方針2025における共同利用施設整備の位置づけ

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）」より
関係部分抜粋

（3）農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

新たな基本法に基づく初動5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進する。このため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や**共同利用施設の再編・集約化**、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により**別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直し**を行うとともに、**地方も含めた施策の推進に必要な体制等⁵¹を確保し**、収益力向上を通じた所得向上を図る。

51：カントリーエレベーター等の再編・集約化等に関する**産地負担の引下げ、手厚い地方財政措置**を含む。